

大阪医科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

第1章 総則

(使命)

第1条 本学は、寄附行為の目的に基づき、人類の健康と福祉の維持向上に役立ち、国際的視野を持つ最良の医療専門職、教育者、あるいは研究者として活躍する人材の育成を使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

第3条 本学に、医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

2 医学部医学科の入学定員は112名、収容定員は672名とする。

3 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科大学大学院学則の定めるところによる。

(教育目的)

第5条 本学は、豊かな人間性を備え、人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材、変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材、及び地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材を育成するための教育を実践する。

(修業年限)

第6条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第 8 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 9 条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 10 条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 6月1日

(4) 春季休業（期間は、別に定める。）

(5) 夏季休業（期間は、別に定める。）

(6) 冬季休業（期間は、別に定める。）

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第 2 章 入学及び再入学

(入学等の時期)

第 11 条 入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外
教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の
行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が
あると認められ、18歳に達した者

(入学志願手続)

第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書及び別に指定する書類（別表3）に定める入学
検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(合格者の選考)

第14条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の在学保証書その他所定の書類を学長に提出するとともに、第36条に規定する入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

第16条 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第17条 本学を退学した者で、再入学を志願する者については、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。ただし、再入学の願い出は、退学の日から4年以内に限る。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、医学部医学科については(別表1)とし、看護学部看護学科については(別表2)のとおりとする。

2 総合的な学力等を判定する試験(統一的な試験)を所定の課程に加えることができる。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) チュートリアルについては、20時間の授業をもって1単位とする。

(3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、講義、チュートリアル及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の認定)

第21条 授業科目の履修の認定は、試験その他の評価により行う。

- 2 評価は100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀（S）、80点以上89点以下を優（A）、70点以上79点以下を良（B）、60点以上69点以下を可（C）、59点以下を不可（D）と表示する。
- 3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。
- 4 試験及び評価の実施に関し必要な事項は、学部長が当該教授会の議を経て、学長に報告し、学長が決定する。

第21条の2 前条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} / \text{履修単位数の合計 (Dの単位数を含む)}$$

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

（追試験）

第22条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

- 2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部長が当該教授会の議を経て、学長に報告し、学長が決定する。

（既修得単位の認定）

第23条 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。
- 3 前2項の取り扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て、学長に報告し、学長が決定する。

（他大学等における授業科目等の履修）

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学等の授業科目等を履修させることができる。

- 2 前項の取り扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て、学長に報告し、学長が決定する。

（履修方法等の細目）

第25条 本学則に定めるもののほか、履修方法、成績評価及び試験等の細目については、学部長が当該教授会の議を経て、学長に報告し、学長が決定する。

第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休 学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第7条に定める在学年限に算入しない。

(復 学)

第28条 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。

(転 学)

第29条 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

第30条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、病気の場合は、校医の診断書又は意見書を添付しなければならない。

(除 籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかなる者
- (3) 第27条に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第36条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第5章 進級及び卒業

(進 級)

第32条 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

2 進級に関しては、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定する。

(卒業)

第33条 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては第18条(別表1)に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士(医学)の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 看護学部看護学科においては同条(別表2)に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士(看護学)の学位を授与する。

第6章 賞 罰

第34条 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、学生を褒賞することができる。

第35条 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科大学学生等懲戒規程に定める。

第7章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費)

第36条 入学検定料、入学金及び学費の額は、(別表3)のとおりとする。

2 納入した入学検定料、入学金及び学費は、原則として返還しない。

3 入学検定料、入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することができる。

4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。

5 学費の納入に関する取扱いについては、別に定める。

第37条 追試験及び再試験を受験する者は、1授業科目につき受験料3,000円を納入しなければならない。

第38条 削 除

(休学の場合における学費)

第39条 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

2 在籍料の額は、(別表3)のとおりとする。

第8章 研究生

第40条 削除

(研究生)

第41条 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、大阪医科大学大学院学則の定めるところによる。

3 前項に関わらず、看護学部において研究生になり得る者は、看護系の短期大学、看護系専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とし、その運用等については、別に定める。

第9章 委託生及び聴講生

(委託生及び聴講生)

第42条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

2 本学開設の授業科目の中から1科目又は数科目を選んで聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。

3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が別に定め、学長が決定する。

第10章 海外研究員

(海外研究員)

第43条 本学の海外研究員とならんとするものは、別に定める規則により留学を命ぜられることがある。

第11章 公開講座

(公開講座)

第44条 本学に公開講座を設けることがある。

第12章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

第45条 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第13章 職員組織

(職員組織)

第46条 本学に学長、学長補佐、学部長、附属病院長、図書館長その他の職員を置く。
その規則は、別に定める。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

第47条 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

第48条 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

第49条 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第14章 教授会

(教授会)

第50条 教育研究に関する事項の審議機関として、本学各学部に教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第51条 削除

第52条 削除

第15章 附属施設

(附属施設)

第53条 本学に図書館を設ける。その規則は、別に定める。

第54条 本学に附属病院を設ける。その規則は、別に定める。

第16章 大学協議会

(大学協議会)

第55条 本学の各学部に共通する事項を協議するために大学協議会を置く。

- 2 大学協議会の組織・運営等は、別に定める。

第17章 その他の組織

(その他の組織)

第56条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第18章 その他

(改 廃)

第57条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。